

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	危機管理防災課	整理番号	1-2
処分の種類	救助に関する業務への協力命令				
根拠法令条例等・条項	災害救助法第8条				
処分の概要	知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。				
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (災害は個々に態様が異なること、また、過去に処分実績がないため、あらかじめ処分基準を設定することは困難))</p> <p>【参考】 災害救助法第8条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。</p>				
基準の制定根拠	—				